

【欧州】 欧州特許庁、PACE の運用変更-2026 年 2 月 1 日施行

欧州特許庁（EPO）は、日本の早期審査制度に対応する制度として広く活用されている PACE (Programme for Accelerated Prosecution of European patent applications) の運用を変更しました。2026 年 2 月 1 日より新しい運用が開始されています（詳細は EPO の公式通知をご参照ください：<https://www.epo.org/en/legal/official-journal/2025/12/a69>）。

これまで PACE では審査のみならず調査（サーチレポートの発行）についても迅速化することができました。今回の変更により、PACE によらずともサーチレポートが十分に迅速に発行されている現状を踏まえ、PACE の適用対象が審査のみに限られることになりました。